公　告

諸　事　項

工場財団

京都市南区上鳥羽馬廻シ町14番地**進工業株式会社**の工場財団に小浜市野代４号31番地２進工業株式会社小浜工場の機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成 22 年 12 月 24 日

福井地方法務局小浜支局

広島県呉市音戸町南隠渡一丁目７番７号**株式会社音戸工作所**の工場財団に広島県呉市音戸町南隠渡一丁目1918番地株式会社音戸工作所音戸工場の機械器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成 22 年 12 月 24 日　　広島法務局呉支局

福岡市博多区千代一丁目17番１号**西部瓦斯株式会社**の工場財団に北九州市若松区響町一丁目26番地１西部瓦斯株式会社北九州工場の機械器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成 22 年 12 月 24 日

福岡法務局箱崎出張所

登録包括信用購入あつせん業者の営業の廃止に関する公示

割賦販売法（昭和36年法律第159号。以下「法」という。）第31条の登録をした者から、法第35条の３において準用する法第26条第１項の規定に基づく営業廃止の届出があったので、法第35条の３において準用する法第24条の規定及び割賦販売法施行規則（昭和36年通商産業省令第95号）第68条において準用する同令第25条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成 22 年 12 月 24 日　　九州経済産業局長　滝本　　徹

名　　称	菱社倉株式会社
本店の所在地	長崎県長崎市飽の浦町１番69号
登　録　番　号	九州（包）第16号
営業廃止年月日	平成22年10月29日

割賦販売法に基づく同法第35条の３の61の許可を受けた者の営業廃止に関する公示

次表に掲げる割賦販売法（昭和36年法律第159号。以下「法」という。）第35条の３の61の許可を受けた者から、法第35条の３の62において準用する法第26条第１項の規定による営業廃止の届出があったので、法第35条の３の62において準用する法第26条第２項において準用する法第24条の規定に基づき、次のとおり公示します。

平成 22 年 12 月 24 日　　経済産業大臣　大畠　章宏

名　　称	本店の所在地	許可番号	営業廃止年月日
岩田屋友の会株式会社	福岡県福岡市中央区天神二丁目５番35号	友第8004号	平成22年10月１日

割賦販売法及び割賦販売法施行令に基づく債権の申出に関する公示

次表に掲げる割賦販売法（昭和36年法律第159号。以下「法」という。）第35条の３の61の許可を受けた者は、前払式特定取引の営業を廃止し、法第35条の３の62において準用する法第27条第１項第４号に該当することとなったので、割賦販売法施行令（昭和36年政令第341号）第10条第１項の規定に基づき、次のとおり公示します。

平成 22 年 12 月 24 日　　九州経済産業局長　滝本　　徹

次表に掲げる者が供託した営業保証金について、法第35条の３の62において準用する法第21条第１項の権利を有する者は、平成23年２月23日までに許可割賦販売業者等の営業保証金等に関する規則（昭和36年法務省・通商産業省令第１号）第３条の規定に基づき、次の様式による申出書に還付を受ける権利を有することを証する書面を添えて下記あて提出してください。

なお、平成23年２月23日までに申出書の提出をしない者は、本公示に係る営業保証金についての権利の実行の手続から除斥されます。

名　　称	本　店　の　所　在　地	営業廃止年月日
岩田屋友の会株式会社	福岡県福岡市中央区天神三丁目５番35号	平成22年10月１日

記

あて先　〒812―8546　福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目十一番一号
九州経済産業局産業部消費経済課
電話　092―482―5460

様式

申　　出　　書

九州経済産業局長　殿

住　所
氏　名（名称及び代表者の氏名）　　印

割賦販売法施行令第10条第１項の規定により、下記のとおり債権の申出をします。

記

1　債務者の名称及び住所
2　債権額
3　債権発生の原因たる事実

（備考）用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とすること。

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 22 年 12 月 24 日

東北地方整備局長　青山　俊行

1　処分をした年月日　平成22年12月７日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　Ｊ・ウォーターシステムズ株式会社　立花　　裕　岩手県盛岡市上堂３－13－35　国土交通大臣（般－20）第22806号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（管工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成22年11月22日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成２２年（家）第７１８号

群馬県前橋市元総社町194番地
申立人　株式会社群馬銀行
本籍栃木県足利市田中町848番地、最後の住所栃木県足利市田中町677番地、死亡の場所栃木県足利市、死亡年月日平成21年６月１日、出生の場所栃木県足利市、出生年月日昭和25年５月29日、職業不詳
被相続人　亡　田部井　緑
事務所群馬県太田市飯田町1258番地１　太田丸の内ビル601
相続財産管理人　弁護士　髙木　祥充
宇都宮家庭裁判所足利支部